

目指して



情報収集を行います。その後、地域の人たちとの情報共有や話し合いを行い、餌やりやトイレの場所、時間、担当などのルール作りなどを行います。最初に、市役所環境政策室に連絡するか、活動の啓発を行っている支援団体にアドバイスをもらいながら進めていくとスムーズに始められます。

市では、市に登録されている地域猫活動団体に不妊去勢手術費用の一部助成を行うほかに、活動団体や支援団体と連携を図っています。28年度には15件、29年度には33件の助成を行いました。

猫のことで困っている自治会や地域の皆さん、トラブルを減らすために地域猫活動を始めてみませんか。

地域猫不妊去勢等手術費用の一部を助成しています

市に登録している地域猫活動団体に団体が管理する地域猫への不妊・去勢手術費用の一部を助成します。助成を受けるためには、手術前に団体登録と交付申請が必要です。

▶助成限度額 猫1匹につきオス5,000円、メス1万円まで ▶申請期間 開庁日の8月31日(金)までに市役所環境政策室で受け付け。予算枠に達した時点で終了します ▶助成対象 次の全ての条件を満たす団体・猫 ①申請団体

八千代市地域猫活動団体として事前に申請し、に登録する必要があります(登録の受け付けは通年) ※団体登録要件 ⑦同一の世帯に属さない3人以上で構成されている ⑧代表者が市内に居住している(申請時には確認できるものを持参) ⑨地域猫活動に係る地域が市内である ⑩地域猫活動に係る地域に属する自治会や土地所有者などの同意を得て、住民などにその活動の周知を行っている ⑪猫 ⑫申請団体により地域猫として管理されている猫 ⑬これから不妊去勢などの手術を受け、耳先をV字にカットさせる猫

3つのルールに沿って進めます

決められた3つのルールに沿って、取り組みを進めています。

①餌やり

餌を与える時間や場所、容器を回収する時間などのルールを決め、適切な餌やりをします。カラスや害虫の餌となったり、悪臭の原因になったりするので、置き餌はしないで、時間になったら回収します。無責任な餌やりは、活動の妨げになります。猫がなつくと不妊去勢手術のための捕獲もしやすくなります。

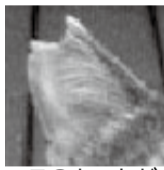
②トイレの設置や周辺の清掃

トイレを設置すれば、ふん尿による被害を減らせます。トイレ以外でもふんがあれば拾って

いきます。広範囲を清掃すると、地域もきれいになります。

③不妊去勢手術の実施

新しい猫を見つけたら、早めに手術を受けさせる必要があります。猫は年に2~3回出産するので、たった数匹でも手術しないで放っておくと1年で数十匹に増えることもあります。手術を受けた証として、オスは右耳、メスは左耳の先をV字にカットします。手術を行うことで、子猫を生まなくなるほか、発情による鳴き声やケンカが減り、尿の臭いも抑えられます。



▲このカットが目印です

猫や犬を捨てることは犯罪です

地域猫活動は、それを行う人たちの日々の努力の積み重ねで成り立っています。一方で、捨てる人がいなくならなければ、解決することができません。ペットは最後まできちんと世話をする覚悟で飼う、不妊去勢手術を受けさせる、いなくなったらすぐ探すなど責任を持って飼ってください。

猫や犬を捨てたり、虐待したりすることは犯罪です。捨てた場合は100万円以下の罰金が、傷つけたり殺したりした場合には2年以下の懲役または200万円以下の罰金が科せられます。

活動暦4年の「やちよ地域ねこ活動」の鈴木佳子さんに聞きました

■始めようとしたきっかけは何ですか

船橋市で主催する地域猫活動のセミナーに参加して、八千代市でも、野良猫のトラブルが多いと聞き、この活動を広めたいと思ったのがきっかけです。

■活動の目的は何ですか

地域のトラブルを減らすことはもちろんですが、活動団体を増やすことにも力を入れています。私たちの啓発活動で地域猫活動のこ



とを知ってもらい、活動団体が市内全域でカバーできるほど増やしていきたいと思っています。

■猫が好きな人が活動しているのですか

猫好きの人もいれば、猫嫌いな人もいます。猫が減ることでトラブルを減らすことにつながるの、猫嫌いの人リーダーになることもあります。住宅地だけでなく、職場や学校など幅広く活動している地域もあります。

■地域の皆さんに伝えたいことは何ですか

地域猫活動を行っていない場所から去勢手術をしていない猫が餌を食べに来ることもあります。他の地域の問題と思わず、自分たちの地域の問題ととらえ、解決していこうという意識を持って欲しいです。

募集 ファミリー・サポート・センターの「協力会員」
ファミリー・サポート・センターでは、お子さんの預かりや保育施設への送迎など、一時的・補助的な支援を会員同士で行っています。同センターでは、子育ての手伝いができる「協力会員」を登録しています。性別や資格などは問いませんが、基礎研修会(要予約)を一日受講する必要があります。
▼基礎研修会の日程/場所 5月21日(月)/保健センター、7月6日(金)、9月21日(金)/勝田台公民館。いずれも午前9時30分~午後3時30分 ▼申し込み・問い合わせ 平日の午前9時~午後4時に電話で同センター(487)8300へ

募集 「友・遊・カレッジ」第1回午前講演会「その時の子ども」の居場所」のみの参加者も募集します
いろいろな問題がある現代社会で、子どもたちが抱える悩み。相談をしようとしたとき、大人は気付き、解決のヒントを一緒に探してあげることができようか。上級教育カウンセラーである講師の成瀬榮子さんと一緒に考えます。全ての受講者を含め先着100人。保育あり。
▼日時 6月23日(土)午前10時~正午 ▼場所 総合生涯学習プラザ2階多目的ホール ▼申し込み 6月15日(金)までに電話か直接青少年課(481)0306

募集 青少年団体に活動する人の指導者養成講座「友・遊・カレッジ」全5回の受講者
青少年に関わって活動する地域の大人が、指導者として必要な基礎的知識や技術を身につけることができる養成講座です。市内在住か在勤・在学の対象。先着20人。全て修了した人には修了証を発行します。
▼内容 子どもたちの現状を講習、ゲーム・キャンプの実習・コミュニケーション技術の習得・安全管理の講習と実技・青少年育成活動の紹介など ▼日時 6月23日、7月21日、9月15日、10月20日、11月17日(いずれも土曜日)午前10時~午後3時(9月15日のみ午前9時から)。1回のみ参加もできますが、実費負担で修了証は発行できません ▼場所 教育委員会庁舎会議室など ▼参加費 1500円(材料費、テキスト代含む) ▼申し込み 6月15日(金)(単発の申し込みは講習日の1週間前)までに電話か直接青少年課(481)0306へ

6月議会は6月4日(月)開会予定
30年第2回定例会は、6月4日(月)午前10時に開会する予定です。会議の日程などは、開会予定日の約1週間前に決定されます。請願・陳情は、開会日の午後5時までに受け付けたものが、第2回定例会で協議されます。
■インターネット中継 本会議を市HPで生中継します。会議の翌日(市の休日を除く)からは録画中継で見ることができま。詳しくは、議会事務局議事課へお問い合わせください。

この特集のお問い合わせは、環境政策室 483-1151(代表)へ